

- 新型コロナウイルス感染症市対策本部の構成及び各部課の主な業務は次のとおりとする。

(ア) 市対策本部の構成

本部長	市長
副本部長	副市長，教育長
本部員	総務企画部長，地域振興部長，市民生活部長，福祉部長，建設部長，公営企業部長，教育次長，参事，東広島市消防局竹原消防署長
事務局	主務：危機管理課，補佐：健康福祉課

(イ) 各部課の主な業務

部	担当課	新型コロナウイルス感染症対策業務
共通		<ul style="list-style-type: none"> ○所管する施設並びに職場における感染予防及び感染拡大防止に関すること。 ○庁舎におけるまん延防止対策に関すること。 ○所管業務の事業継続に関すること。 ○所管する施設等の活動の自粛・中止の総合調整に関すること。
総務企画部	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 危機管理課 財政課 企画政策課 	<ul style="list-style-type: none"> ○市対策本部の設置及び運営に関すること。 ○市対策本部の庶務に関すること。 ○広島県危機管理監との連携に関すること。 ○関係機関等からの情報収集に関すること。 ○職員への感染予防の啓発に関すること。 ○職員の感染状況の把握（健康管理を含む。）に関すること。 ○車両の確保及び配車に関すること。 ○職員の特設接種に関すること。 ○市業務の事業継続等の取りまとめに関すること。 ○感染症対策関係予算に関すること。 ○市有財産の緊急使用に関すること。 ○本部員等の連絡調整に関すること。 ○広報活動に関すること。 ○報道機関との連絡調整に関すること。
地域振興部	<ul style="list-style-type: none"> 産業振興課 地域づくり課 	<ul style="list-style-type: none"> ○商工団体等との連絡調整に関すること。 ○観光客への情報提供及び感染状況の把握に関すること。 ○観光施設でのまん延防止策に関すること。 ○家きん類等の感染把握に関すること。 ○家きん類等の感染防止に関すること。 ○自治会等の総合調整に関すること。 ○防疫用薬剤等の確保及び配分に関すること。 ○食料及び生活必需品の確保に関すること。
市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> 市民課 税務課 	<ul style="list-style-type: none"> ○火葬許可に関すること。 ○遺体の安置・火葬に関すること。 ○環境衛生に関すること。 ○ごみの収集に関すること。 ○資源の使用抑制とごみの排出抑制等市民への啓発に関すること。

福祉部	健康福祉課 社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○市対策本部の庶務に関する事。 ○WHO（世界保健機関）、国、県からの情報収集と連携に関する事。 ○市民への情報提供に関する事 ○医療体制の把握・確保に関する事。 ○市民の感染状況の情報集約に関する事。 ○市民からの相談窓口の開設に関する事。 ○予防接種に関する事。 ○感染予防対策全般に関する事。 ○社会福祉施設等における感染予防及び感染拡大防止並びに機能維持に関する事。 ○福祉事業所における機能維持に関する事。 ○介護サービス又は障害福祉サービス利用者の対応に関する事。 ○保育所、認定こども園、放課後児童クラブにおける感染状況の把握に関する事。 ○保育所、認定こども園、放課後児童クラブにおける感染予防及び感染拡大防止（閉鎖措置を含む。）に関する事。 ○障害者、高齢者その他要援護者の支援に関する事。
建設部	建設課 都市整備課 下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ○国・県道路管理者との連携に関する事。 ○施行中の建設工事従事者の感染予防及び感染拡大防止に関する事。 ○下水道業務の維持に関する事。
公営企業部	水道課	<ul style="list-style-type: none"> ○飲料水、生活水の確保に関する事。
議会事務局	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○議員との連絡調整に関する事 ○議員の特定接種に関する事 ○議会運営に関する事
会計課	会計課	<ul style="list-style-type: none"> ○関係物資の（感染防止資機材、ワクチン等）調達に関する事。
監査委員事務局	監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○各部の業務の応援に関する事。
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○各部の業務の応援に関する事。
教育委員会	教育振興課 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園、小・中学校における感染状況の把握に関する事。 ○幼稚園、小・中学校における感染予防及び感染拡大防止（閉鎖措置を含む。）に関する事。
東広島市消防局	竹原消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○患者搬送体制に関する事。

新型コロナウイルス感染症に対する本市の対応について

1 国・県・他市町の対応

(1) 国

令和2年1月28日、新型コロナウイルス感染症を感染症法に定める指定感染症に指定する政令を公布し、令和2年2月1日から施行

令和2年1月30日、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置

(2) 県

国の対応を受け、令和2年1月29日 知事を本部長とする「広島県特別警戒本部」を設置。1月30日に非常体制に移行するとともに、各圏域に特別警戒支部を設置。

特別警戒本部の設置により、新型コロナウイルス感染症を診察する県内の感染症指定医療機関との連携など、感染症の予防及び応急対応の強化が図られた。また、県民向け相談窓口が設置された。

2 本市における対応

(1) 庁内体制

令和2年1月31日 福祉部、総務企画部による注意体制
第1回新型コロナウイルス感染症連絡調整会議（副市長、各部、各担当課）を開催

令和2年2月3日 第2回連絡調整会議

令和2年2月4日 第3回連絡調整会議

令和2年2月6日 第4回連絡調整会議

令和2年2月21日 第5回連絡調整会議

令和2年2月26日 第6回連絡調整会議

令和2年2月27日 第7回連絡調整会議

令和2年2月28日 新型コロナウイルス感染症対策本部を設置
第1回対策本部会議（市長：本部長）を開催

(2) 市民等への呼びかけ

- ・ホームページに特設ページを開設，ツイッター，ケーブルテレビ等での周知
- ・Q&A，咳エチケット・手洗いについて各戸配布（3/5 広報配布時）
- ・観光客向け注意喚起文書掲示（日本語版・英語版・中国語版）
- ・イベント等で消毒液の設置

(3) 学校・保育所・児童クラブ等の対応

- ・小学校，中学校，義務教育学校及び幼稚園は3/2 から 3/25 まで臨時休業
- ・保育所は通常どおり

- ・放課後児童クラブは長期休業中の対応をできるところから実施。
- ・児童館は休館

(4) 情報収集

国・県の動向を注視し、保健所、消防署等と密接に連携しながら、情報収集を進める。

(5) 庁内の感染防止

庁内の手指消毒薬・マスクの確認・補充